

期日報告書

平成30年5月16日

ご委任を受けています下記事件につき、第5回期日が開かれましたのでご報告いたします。
記

1 弁論期日について

【受任事件】平成29年(行ウ)第232号 損害賠償請求事件

【係属裁判所】東京地方裁判所家事第51部2D係

【弁論期日】平成30年5月15日午後2時38分～50分

419号法廷

【出廷】裁判官 清水知恵子(裁判長)、村松悠史(右)松長一太(左)

原告

被告

【進行】裁判長 裁判所の構成が替わったので弁論を更新する(左陪席交替)

被告代理人 第2準備書面陳述、乙25～28提出

裁判長 ・争点が見えてきた。前市長がどのような職務上の義務違反をしたかを原告が主張したのに対し、被告が反論した。これから争点を明確にするうえで、一つの表現にまとめた方がいいと考える。原告の主張について、裁判所が理解しているところを述べるので、これでよろしいか、確認をお願いする。このまとめは、調書に記録する。

「前市長は、行政の公平性・中立性を維持して行政を行うべき義務を負っているところ、これに違反し本件出店を阻止する目的で市議会に働きかけて図書館条例を改正させ、施行させた。」

原告代理人 そのまとめで結構です。

裁判長 大きくみると、2つの争点がある。

- 1 前市長は、図書館条例改正を市議会に働きかけたか。被告は、働きかけ行為はなかったと否定している
- 2 前市長は、公正性・中立性を保って行政を行う義務に違反して、図書館分館を設置する必要もないのに、設置したかどうか。

原告代理人 図書館分館を設置する必要はないとはいっていない。図書館条例の改正案提出に必要な教育委員会の同意を得ずに、議員提案により12月議会で条例を改正する必要があったか、といっている。

原告本人 図書館分館を設置して本件出店を阻止した行為が違法であると主張している。

それに条例を改正しても、施行しなかったケースはある。

裁判長 ・図書館設置を利用して本件出店を阻止したことが職務義務違反ということか。

図書館設置の必要性を争わず、なぜ12月議会で条例改正を成立させたことが違法になるのか。主張の趣旨を整理し反論書面で明確にしてほしい。

・被告は、本案前の抗弁を主張しているので、これに対し認否と反論をしてほしい。

・被告は、条例改正につき前市長の働きかけを否定した、そこで、原告は、前市長が働きかけとして具体的にどのようなことをしたのか、裏付けはどれだけあるのか、明らかにしてほしい。

・前訴で提出された書証で、まだ提出されていないものがある。たとえば、樋口陳述書もまだ出していない。その他必要な書証を請求してほしい

裁判長 原告の書面提出期限は6月29日(金)

次回期日は7月17日(火)午後2時30分

2 今後の展開

☆裁判長の論点整理では、①前市長は条例改正について市議会に働きかけをしたか、②働きかけたとしたら、それは職務上の義務違反になるのか、という2点です。

①は事実認定の問題、②は法的評価の問題であると考えます。

☆①については、裁判長が指摘したように、具体的な働きかけの行為を証拠や間接事実を示して論証する必要があります。

②については、図書館改正条例の改正と施行がなぜ公平・中立に職務を執行すべき市長の職務上の義務に違反するのか、説明する必要があります。

☆働きかけ行為の鍵は、永島氏が指摘する全員協議会でのやりとりにあると思います。議事録に記載されている発言の裏側や行間から真意を読み解く必要があります。

☆また、たった1回の全員協議会で議員提案として改正案を提出すること、全会一致で可決することで全会派の合意が成立したのはまさに奇跡といえます。議事録を読むと、条例案と提案理由書がすでに用意され、各会派に配られていたことが窺えます。全員協議会では、参加者が条例案と提案理由を知っている者として、その提案理由の語句の手直しの議論をしています。誰が条例案と提案理由を起案したのか、明らかになれば、前市長の役割がはっきりします。全員協議会に参加した当時の議員にインタビューをするという永島氏のアイディアは、秀逸です。調べてみて、われわれの期待通りの結果になるかどうか分かりません。しかし、死中に活を求めるには、この方法しかありません。

☆図書館設置の必要性の議論について、永島氏が法廷でした補足主張の方が正確です。山形県余目町の個室浴場事件で、2審の仙台高裁は、知事のした児童遊園設置認可処分自体は、基準に適合しているから違法ということはできないが、個室浴場の開設を阻止することを主たる目的となされているから行政権の著しい濫用であり違法であると評価しています。最高裁もこの事実認定に基づいて、知事の認可処分は違法と判断しています。

本件でも、図書館設置が必要かどうかはさておいて、出店阻止を主な目的としたものだから違法となると解するべきでしょう。12月議会において議員提案であわただしく改正した事実は、主たる目的が出店阻止にあったことを推認させる傍証(間接事実)と位置付けるべきです。12月議会なら違法で3月議会なら適法という議論につながりかねない当職の説明は、軌道修正する必要があります。

☆6月29日までにこちらが準備書面を提出することになりました。盛り込むべき内容は

- ・本案前の抗弁に対する認否と反論
- ・被告第2書面の事実適示に対する認否と反論(前市長が助役に対し議員への根回しの有無を尋ねたら否定したと何の証拠も示さず言い切っています。その他突っ込みどころ満載です)
- ・前市長が議会あるいは議員に条例改正を働きかけた具体的な行為の指摘
- ・働きかけ行為が職務違反になる理屈付け

☆裁判長から樋口陳述書が未提出との指摘を受けました。しかし、同陳述書がこちらの主張の裏付けとならないなら、提出する必要がありません。

以上